

じょうはな座 施設使用料 早見表

				午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
				9時から 正午まで	13時から 17時まで	18時から 21時半まで	9時から 17時まで	13時から 21時半まで	9時から 21時半まで
ホール	平日	基本		10,470	15,710	20,950	20,950	31,420	36,660
			冷暖房	13,611	20,423	27,235	27,235	40,846	47,658
	土日 祝	基本		12,570	18,850	25,140	25,140	37,710	44,000
			冷暖房	16,341	24,505	32,682	32,682	49,023	57,200
催事場		基本		1,250	1,670	1,460	2,930	3,140	4,400
			冷暖房	1,625	2,171	1,898	3,809	4,082	5,720
練習室1, 2, 3, 4, 5 会議室1, 2		基本		830	1,040	940	1,880	1,990	2,820
			冷暖房	1,079	1,352	1,222	2,444	2,587	3,666
練習室4, 5連結 会議室1, 2連結		基本		1,150	1,460	1,360	2,610	2,820	3,980
			冷暖房	1,495	1,898	1,768	3,393	3,666	5,174
談話室 男子更衣室 女子更衣室 練習室1 練習室2 (ホールと併用時)		基本		520					
			冷暖房	676					
付属設備				市長が別に定める額					

備考 ・利用者が入場料を徴収する場合、基本使用料に加算

- ①入場料の最高額が3,000円以下の場合は基本使用料の100分の50を加算する。
- ②入場料の最高額が3,000円を超える場合は基本使用料の100分の80を加算する。

・利用者が入場料を徴収しないで、商業宣伝、営業、その他これに類する目的をもって利用する場合、基本使用料に加算

- ①市に事業所を有する業者の場合は、基本使用料の100分の50を加算する。
- ②市に事業所を有しない業者の場合は、基本使用料の100分の100を加算する。

・ホールを準備、または練習のために使用した場合は基本使用料のみ半額とする。
 ・利用時間を越えて使用した場合は1時間につき基本使用料に100分の25を乗じた額を加算する。
 ・利用時間の短縮を理由として使用料は減額しない。